

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果（14年分）について

岩手県環境生活部環境保全課

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「法」という。）第28条第3項に基づき施設の設置者から報告があった、排出ガス、排出水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定結果について、法第28条第4項に基づき公表します。

1 自主測定結果

各施設に係る自主測定結果の報告状況は、次のとおりです。

【自主測定結果の報告状況（平成14年1月15日から平成15年1月14日採取）】

測定対象媒体		測定対象 施設数	自主測定 報告施設数	自主測定 実施率(%)	備考
排出ガス		253(72)	182(21)	71.9	()内は、H14.1.15～H15.1.14 に廃止した施設の報告状況に ついて内数で再掲
排出水		9(2)	8(1)	88.9	
ばいじん等	ばいじん	138(39)	107(16)	77.5	
	焼却灰	237(71)	166(21)	70.0	

排出ガスに係る自主測定結果

測定結果は、0.0～150 ng -TEQ/m³の範囲であった。1施設が排出基準不適合であったが、この施設は使用を休止した。また、平成14年12月1日から強化された基準値を上回っていた施設が9（内訳：改善済が1、改造等のため休止が3、廃止が5）あったが、172施設については強化された基準値以下であった。

（基準値：平成12年1月15日以降に設置された施設（新設施設）1～5 ng -TEQ/m³、平成12年1月14日以前に設置された施設（既設施設）1～10 ng -TEQ/m³）

排出水に係る自主測定結果

測定結果は、0.00087～18 pg -TEQ/Lの範囲であり、全て排出基準値以下であったが、1施設が平成15年1月15日から強化された基準値を上回り、同基準が適用される前に施設の使用を廃止した。

（基準値：10 pg -TEQ/L）

ばいじん等に係る自主測定結果

測定結果は、0.0～120 ng -TEQ/gの範囲であった。（平成14年12月1日から適用された廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準値 3 ng -TEQ/gを上回った施設は延べ21施設（対策の内訳：改善済みが1、薬剤処理等が6、低減対策取組中が6、基準適用前廃止・休止が8）であった。）

処理基準値：ばいじん等に含まれるダイオキシン類の量を基準以内とするように処理しなければならない基準値

2 自主測定を実施していない施設

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項または第2項に基づく自主測定を実施していなかった施設は、排出ガス関係71施設（内訳：廃止・休止が60、平成15年の測定結果報告済が4、その他が7）排出水関係1施設（内訳：廃止が1）、ばいじん等関係延べ102施設（内訳：廃止・休止が87、平成15年の測定結果報告済が5、その他が10）であった。

3 今後の対応

測定を実施していない施設の設置者に対し、早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう重ねて督促するなどの指導をする。

平成 14 年 12 月 1 日から適用された基準値を超過していた施設の設置者に対し、施設改善などの指導をする。

引き続き、施設の設置者に対し、施設の使用方法、焼却物の選別及び焼却量の適正化等によりできるだけダイオキシン類を低減させるよう指導をする。

4 その他

自主測定結果の一覧表（平成 14 年分）は、別添のとおりであり、また、環境保全課（全県分）及び各地方振興局保健福祉環境部（管内分）に備え、縦覧に供しています。